

動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物を適正に飼いましょう。

●犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる時は、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。

●犬の登録と狂犬病予防注射は法律で定められた飼い主の義務です。なお、犬には、首輪に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ずつけてください。

●動物には迷子札やマイクロチップをつけるなどして飼い主がわかるようにしましょう。また、首輪等に連絡先を書いておきましょう。

●ねこは屋内で飼いましう。ねこによる他人への迷惑を防止でき、病気や交通事故等の危険から守ることができます。

●サル・ヘビ・ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許

可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。

逃げた場合は、直ちに保健所、警察へ通報してください。

●動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、動物を絶対捨てずに、保健所や動物愛護センターに相談してください。

◆問い合わせ

山武健康福祉センター(保健所)

☎0475(54)0611

千葉県動物愛護センター
☎0476(93)5711

11月9日(金)～15日(木)

『秋季全国火災予防運動』

空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節を迎えます。

火災の発生を未然に防止するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

ご注意ください!～狩猟が解禁になります～

11月15日(木)から平成25年2月15日(金)まで、狩猟が解禁になります。

狩猟事故防止のため、住民のみなさんが山林・原野に立ち入る際は、目立つ色彩の衣服の着用やボリュームを上げたラジオを携帯するなど、事故防止の対策を行いましょう。

◆問い合わせ 千葉県自然保護課 ☎043-223-2972

地域安全ニュース

児童虐待防止対策の推進

～11月は「児童虐待防止推進月間」です～

児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、虐待による痛ましい事件も後を絶たない状況にあります。

《児童虐待かな?と思ったら…》

法律では児童虐待を受けていると思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所などに通告しなければならないことになっています。

◎児童虐待相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

※24時間対応で、最寄の児童相談所につながります。

※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

◎千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン) ☎0120-783497

※緊急の場合は110番を!

